

ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告 (第1回)

(日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査)

日弁連知的財産センター
弁護士知財ネット

目次

第1章 調査の概要

- 1 緒言
- 2 本訪問調査の概要
- 3 主な訪問先の紹介
 - (1) 最高裁長官 表敬訪問 (弁護士矢部耕三)
 - (2) ヤンゴン管区東地方裁判所訪問 (弁護士村田真一、弁護士高橋 淳)
 - (3) 法務長官府訪問 (弁護士矢部耕三)
 - (4) 科学技術省〔副大臣〕表敬訪問 (弁護士矢部耕三)

《以上、本号》

第2章 個別報告

- 1 ワークショップ等の紹介及び解説
 - (1) 最高裁とのワークショップ報告
(弁護士三村量一、弁護士木村耕太郎、弁護士小野寺良文)
 - (2) 科学技術省とのワークショップ報告
(弁護士小松陽一郎、弁護士星 大介、弁護士古庄俊哉)

《以上が5月号予定》

- 2 ミャンマー税関における水際の現状と将来
- 3 日本企業の進出サポート
 - (1) JETROミャンマーオフィスのサポート態勢等 (弁護士重富貴光)
 - (2) JICAミャンマーオフィスのサポート態勢等
(弁護士松井真一、弁護士山本 匡、弁護士長谷川良和)
 - (3) ミャンマー進出企業の視点より (弁護士三尾美枝子)

第3章 総括

- 1 ミャンマーの知財関連法案の概要と最新状況 (熊谷健一教授)
- 2 日本政府としての今後の取組みの方向性 (熊谷健一教授)
- 3 弁護士知財ネットとしての今後の取組み (弁護士小松陽一郎)
- 4 日弁連知財センターとしての今後の取組み (弁護士宮川美津子)

《以上が6月号予定》

第1章 調査の概要

1 緒言

(日弁連知的財産センター副委員長宮川美津子、弁護士知財ネット理事長小松陽一郎)

(1) 合同訪問の実施

日弁連知的財産センター（以下「知財センター」という。）では、弁護士知財ネット（以下「知財ネット」という。）と連携し¹、平成28年（2016年）2月7日から12日まで、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。²）の首都ネピドー³と前首都ヤンゴンとを訪問し、同国における知的財産法制（以下「知的財産」を「知財」と略記することもある。）の法整備の進捗状況や、知財制度の構築にむけた準備作業の現状および検討過程にある実務の方向性を調査した⁴。

(2) ミャンマー知財の現状

ミャンマーにおいては、2015年暮れの総選挙の結果を受けて2016年2月に招集された国会において、商標法、意匠法、特許法及び著作権法⁵のいわゆる知的財産四法案が審理されているところであり、また商標法や意匠法等の成立・施行に伴い、出願の審査・登録を担当することとなる知的財産庁⁶も創設される予定である（現行の知的財産法や関係組織の有り様

1 日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、約3万7700人の会員弁護士を擁し、知的財産法分野の専門委員会として日弁連知財センターが組織されている。同センターには、知財法分野の実務経験等が豊富な弁護士が約80名所属し、日弁連における知的財産法関係事項を所掌している。知財ネットは、知財センターに戦略本部的機能が期待されるとした場合、その施策を全国あるいは世界各地で実行に移すべく組織された知財分野を取り扱う全国規模の知財弁護士組織であり、国内外に約1000名の会員を擁する。知財ネットは、知財センターの活動を機動的にサポートするグローバルな別働隊ともいえ、同センターと平仄を合わせて活動をしている。

2 人口約5100万人。ビルマ族が多くを占めているが、少数民族も多く、対立もある。言語はミャンマー語。ASEAN（10か国）加盟国。主要産業は資源輸出と農業。仏教等が多数。親日国。2015年（平成27年）秋の総選挙でアウン・サン・スー・チー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝して、軍の影響の濃い与党・連邦団結発展党（USDP）からの政権交代を実現した。軍部も選挙結果を承認するとして、平穏のうちに2016年（平成28年）3月15日、文民の大統領ティン・チョー氏が選出され、新政権が誕生した。ミャンマー国情等の詳細は、本連載に先立つ本誌3月号に本訪問団の一員である甲斐史朗弁護士（ヤンゴン在住）とJETROヤンゴン事務所の山岡寛和所長の論攷を参照されたい。

3 2006年に首都が、国防上の理由等から内陸部のネピドーに移された。ネピドーは、北海道的な広大な土地を開拓して作られた都市であり、中央省庁が原野に点在し、その間をほとんど車両の通行や人通りもない片側数車線の幅広の道路〔国会前は、片側10車線〕が繋いでいる。中央省庁に勤務する者の居住ゾーンはあるものの、民衆の生活感はあまり感じられない。ミャンマー人にとっての生活や文化の首都は、いまだヤンゴンにあるように思われる。ちなみに、ヤンゴン、ネピドー間は、飛行機で50分程度であり、その距離感は、日本でいえば大阪と名古屋間ぐらいのイメージであろうか。

4 前回の合同調査は、2014年11月に実施したインドネシア訪問であり、その時の報告は、本誌2015年1月号～3月号に連載されている。

5 著作権法については、1911年に制定された著作権法を修正して適用する内容の1914年制定の著作権法が存在しているが、ミャンマー国内の著作物を保護する建て付けとなっており、外国著作物を保護する規定はない。

6 所管事項には、著作権等の産業財産権以外の知財も含まれるようであり、「特許庁」というよりは、より広義に「知的財産庁」という用語が適切である。

については、JICA・一般財団法人比較法研究センター・弁護士法人大江橋法律事務所著「ミャンマー知的財産庁設立支援調査ファイナルレポート」（平成26年3月）〔http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/001025.pdf〕ご参照。

まさにミャンマーは知財の黎明期にあるとあってよく、知財の保護（エンフォースメント）を含む、知財制度の構築途上にある。

(3) 本訪問の意図・目的

このタイミングで知財センターと知財ネットは、日本の弁護士等（在野法曹及び法律家）が、わが国の産業立国、知財立国の歴史のなかで経験してきた度重なる知財法制（知財司法制度を含む）の改正・改革の知見を、わが国の知財法制を一つの手本と捉えて各種法整備を検討しているミャンマーの政府機関や裁判所と共有することは、種々の観点から意義があるのではないかと思料し、訪問団を編制して派遣することとした⁷。

すなわち、ミャンマーはASEAN諸国の中でも比較的産業発展が遅れている国と言われており、ASEAN経済共同体⁸の構成国として他の構成国と肩を並べうるには、知財制度も含めた各種法制度の整備が喫緊の課題として求められている。また、経済発展には、外国企業のミャンマー進出をも促す必要もあるところ、それを可能にするには、「法の支配」が確立され、企業行動の予見可能性が担保され、各種権利が保護及び実現されることが必要である。

ミャンマーにおける「法の支配」の確立は、経済発展をもたらし、それは国民生活を豊かにすることとなり、国民各層の貧困からの脱却が期待され、あるいは貧富の格差が是正される。国民生活が豊かになれば、貧困が原因で生じているともされる民族対立を和らげ、地域の平和と安定にも寄与しうるかもしれない。

その意味で、我々は、「アジア最後のフロンティア」と言われるミャンマーの「法の支配」に裏打ちされ早期の健全な経済発展は、ミャンマー、日本の双方にとって重要であり、そのために我々の経験や知見といったものが活用されるのであれば、意義のあることと考えた次第である。

(4) 訪問団特別顧問の存在

今回の訪問団は、弁護士だけでなく、明治大学の熊谷健一教授にも加わって頂いた。熊谷教授は、かつて特許庁審査官等も経験され、実務面と法理論面の両方を睨んでミャンマー側へアドバイスすることができる学者であり、これまでの特許庁「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」座長として率先してミャンマーにおける知的財産制度整備にご尽力してこられた。現地の実情にも精通されており、現地関係機関からの大きな信頼を寄せられている方であって、今回の訪問に際しては、準備段階から献身的に取り組んで頂き、成功に導いて頂いた。記して謝意を表する次第である。

7 訪問団メンバーは、(団長)宮川美津子、小松陽一郎、三村量一、伊原友己、田中雅敏、三尾美枝子、村田真一、小野寺良文、木村耕太郎、高橋淳、重富貴光、星大介、矢部耕三、松井真一、長谷川良和（シンガポール在住）、山本匡（シンガポール在住）、古庄俊哉、甲斐史朗（ヤンゴン在住）〔以上弁護士〕及び熊谷健一（明治大学教授）である。

8 2015年12月31日にASEAN経済共同体（AEC）が発足した。ASEAN地域は人口6億人の巨大経済圏を形成している。域内総生産額は300兆円にも上る。

2 本訪問調査の概要

(1) 訪問日程

我々は、7日（日）の夜にヤンゴンで集合した。8日と9日の両日、ヤンゴンにおいて、知財保護の現状を調査するためヤンゴン税関とヤンゴン管区東地方裁判所を訪問し、また、ミャンマーの国情や日本政府による法整備支援の現状を調査するため独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）ヤンゴン事務所や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）ミャンマーオフィス等をも訪問し、さらには、現地の実情をお聞きすべく在ミャンマー日本大使館の方や現地進出企業の方々との懇談会を開催した。その後、9日の夜に空路ネピドーに移動して10日と11日には、終日、最高裁や科学技術省とのワークショップをネピドーのホテルの大会議室にて開催する傍ら、訪問団の代表メンバー数名で、最高裁長官、法務長官府（日本の法務省・検察庁、内閣法制局に相当する官庁である⁹。）、及び科学技術省副大臣¹⁰をそれぞれ表敬訪問し、意見交換をした。

(2) 最高裁や科学技術省とのワークショップ（WS）の開催

10日と11日には、首都ネピドーにて、それぞれ丸1日を費やして科学技術省とJICAと日弁連の共催によるWS、並びにミャンマー連邦最高裁判所（以下、単に「最高裁判所」などという。）とJICAと日弁連の共催によるWSを開催した。多数の最高裁の関係者と科学技術省の関係者が双方のWSに参加し、かつ、両日とも、法務長官府、警察、税関といった政府機関、あるいは知財を取り扱う弁護士等の知財関係者・団体も参加して、さながらオールミャンマー知財での2日にわたるビッグイベントといった様相であった。

この両日、我々は、日本の知財制度の法制及び実務を時には明治時代からの歴史も織り交ぜて概説しつつ、提示されたミャンマー知財の諸課題について長時間議論をした。詳細は後述のとおりである。

(3) ヤンゴン管区東地方裁判所（Eastern Yangon District Court）訪問

前記ネピドーでの最高裁判所とのワークショップに先立ち、我々はミャンマーにおける裁判の実情を知る必要があるということから、ヤンゴン管区東地方裁判所を訪問して、管区高裁長官や同地裁所長らから直接ミャンマーの司法制度や現在の知財訴訟等の概況の解説を受け、意見交換を行った。

この訪問では、実際の民事訴訟、刑事訴訟、人事訴訟の期日が行われている法廷を傍聴することもでき、大変有意義であった。詳細は後述のとおりである。なお、この訪問の様子は、数分間にわたりミャンマー国営テレビで放映され、各種新聞でも紹介された。

(4) ヤンゴン税関訪問

他国からの模倣品の流入が懸念されていることもあり、ミャンマーでの知財侵害品の水際の対応状況を調査し、今後の改善に我々に果たすべき役割があるかどうかを検討するため、ヤンゴン税関を訪問した。詳細は後述のとおりである。

9 法務長官府では、後記のとおり、事務総長（Director General）を始めとする幹部職員にご対応頂いた。

10 昨年（2015年暮れに）大臣が急逝され、政権交代までの残期間も少ないことから、大臣は他の省の大臣が兼務する形とされ、科学技術省の実質的なトップは、ご対応頂いた副大臣であった。

3 主な訪問先の紹介

(1) 最高裁長官 表敬訪問（弁護士矢部耕三）

ア 概要

2月10日、科学技術省とのワークショップ（WS）の冒頭セレモニー後の午前9時過ぎ、表敬訪問のため、宮川団長他、小松理事長、熊谷教授、伊原、三村、小野寺、矢部の各弁護士らは、当訪問団を代表して個別の表敬訪問先へと出発した¹¹。この表敬訪問の実現には、現地駐在のJICA専門家・國井弘樹氏（検事）と同小松健太氏（弁護士）、同坂野一生氏（法学研究者）らにご尽力を頂いた。また、表敬訪問すべてに、國井氏と日本から駆けつけて下さった法務省法務総合研究所〔国際協力部〕の野瀬憲範法務教官（検事）にご一緒頂いた。

WS会場のホテルから最高裁までの移動距離は予想外に遠く、ガラガラの幅広の道路を貸し切りバスで飛ばしても20分以上の時間が必要だった。面会することも困難な最高裁長官への表敬訪問を現地のJICA専門家の方々にセットして頂きながら、遅刻は許されない。最悪の場合、面談がキャンセルされることにもなりかねないという不安を抱きつつ、面談開始時刻である午前9時30分ジャストに庁舎正面玄関にバスが横づけされ、係の方の誘導で2階の応接室へと足早に入室した。

我々の不安をよそに、最高裁においては、外国からの民間ベースによる訪問団であるにも拘わらず、U Htun Htun Oo（トゥン・トゥン・ウー¹²）最高裁判所長官をはじめとして、U Soe Nyunt（ソウ・ニユン）判事、U Aung Zaw Thein（アウン・ゾー・テイン）各最高裁判事並びに最高裁事務局の高官（判事）らが笑顔でお迎え下さり、大変ご丁寧にご対応下さった¹³。

当初の話では、長官は大変ご多忙なので、表敬訪問を受けられる場合でも通常は5分ほどの形式的な挨拶をされて退席されるとお聞きしていたが、実際には、長官から訪問団メンバーへ個別発言が促されるなどして、結果的にその後の長官のスケジュールが大幅に押ししてしまうことで、最高裁の事務方の皆さんをやきもきさせてしまうぐらいの時間を費やして意見交換がなされることとなった。このような対応は非常に珍しいことのようにあり、最高裁の期待の大きさが感じられた。

なお、長官からは、前日9日の夕刻に我々訪問団がネピドーに到着した直後にも、非公式ながら歓迎夕食会も開催して頂いており、Daw Aye Aye Kyi Thet（エイ・エイ・チッ・テ）事務総長（Director General¹⁴）や部長（Director）ら事務局幹部判事の皆様方とは懇親を深める機会を頂いていた。このようなご厚情を頂戴し、訪問団一同、大変感激した。

11 正味2日間のネピドー滞在時間をフルに活用するためである。

12 氏名表記の冒頭の「U（ウー）」は、「Mr.」と同義で、男性を指す語である。ちなみに、「Mrs.」に相当する語は、「Daw（ドー）」である。

13 ミャンマー最高裁及びその系統の裁判所は、2008年憲法及び2010年司法制度法に基づき設置され、最高裁判事の人数は、長官を含め7～11名とされているところ、現時点では長官を含めて7名である。7名中3名の最高裁判事とお目に掛かることができたということも最高裁側の今後の継続的な関係構築への期待の表れと感じた。

14 複数の「Director」を統括する立場が「Director General」（略して「DG」）であり、その上が、大臣や副大臣、長官であるため（日本の「事務次官」的なポストの創設は、新政権下での省庁改編で検討されているようであるが、詳細はわからない。）、本報告書では、「DG」は事務総長とし、「Director」を部長などと訳している。



(ミャンマー最高裁判所 外観)

イ 最高裁長官コメントの要旨等

(ア) 長官からは、ミャンマーでは知財事件についての経験に乏しく、全ては初めてのことばかりであるから、日本の経験をよく伝えて欲しいとの希望が伝えられた。また、ミャンマーの裁判所としては、公平性の向上に重きをおいており、知財事件の充実については2016年度以降の計画となっていることが述べられた。

裁判所としては人材養成を急務と考えているので、今回の我々訪問団とのワークショップにも20名を裁判所から参加させるとともに、JICAとの協力により3年計画で裁判官の能力向上を図っているとのことであった。

また、今年2月（当訪問団のミャンマー訪問直後）には、6名の判事をJICAによる日本への派遣研修に送り出すということでもあった¹⁵。

9日に行われた当訪問団によるヤンゴン管区東地方裁判所への訪問が、地元国営テレビにて今朝のニュースで放送されたのも拝見しましたよ、などと長官が述べられるなど、終始和やかな雰囲気でご訪問団代表らとの歓談がなされた。

15 2016年2月下旬に法務省法務総合研究所（国際協力部）によって2週間にわたって開催された本邦研修には、ミャンマー最高裁、法務長官府、科学技術省等から14名の幹部職員が来日参加された。種々の知財講義や知財高裁等の訪問や意見交換会の開催など非常に充実したカリキュラムで実施され、受講した研修員からも大変好評であったとお聞きしている。



（最高裁長官〔右から5人目〕並びに最高裁判事〔右端及び右から4人目〕らとの記念撮影。左端が國井氏。今回の訪問では、現地のJICA専門家の皆さんは、民族衣装（ロンジーというスカートのような衣装）を着こなし、ミャンマーの言葉を独学で勉強して¹⁶これを駆使して、少しでも現地の人々に溶け込もうとされているお姿にも感銘を受けた。）

- (イ) 宮川団長から今回の最高裁にてお時間を頂戴したこと及び前日の非公式夕食会への御礼とともに、JICAのサポートも受けて翌11日に予定されていた最高裁判所とのワークショップには、オールジャパン態勢でミャンマーでの知財制度発展を支援させて頂きたい旨、挨拶がなされた。

小松理事長からは、知財ネットを代表し、同ネットが元知財高裁判事を含め、日本の国内外に約1000名の知財を専門とする弁護士ら知財専門家を擁し、日弁連と平仄をあわせて活動している団体である旨の組織の概要説明並びに、日本・ミャンマー間における親しい関係を基礎に、今後ともミャンマーへの実務経験の共有などの人的支援や協力活動を展開して参りたいとの挨拶もなされた。

ウ ミャンマーの裁判所の構成

ここでミャンマーの裁判所の構成について少し触れておくと、下記のとおりになっている。下記の「地区裁判所」と表記されている裁判所は、本報告書においては、「地方裁判所」と表記しているものであり、「町裁判所¹⁷」は、「簡易裁判所」と表記するものである。

最高裁判所の系統に属さないものとして連邦憲法裁判所と軍法会議が存在しているのが、わが国とは異なるところであろう（日本国憲法は、最高裁の系統に属さない特別裁判所の設置を認めていない〔憲法第76条2項〕）。

16 現地に溶け込むためには、多少なりとも現地の言語で話ができの方が良く、現地で長期に活動する専門家としては、活動の前提となる能力ということもできるので、海外赴任する前の国内での準備段階で、赴任地の語学習得にオフィシャルな支援があっても良いように感じられた。

17 「Township court」と称されている裁判所のことである。



(國井弘樹法務省法務研究所国際協力部教官著「ミャンマー現地調査報告～ミャンマー法曹界の実情～」より引用 (ICD NEWS 第52号 [2012年9月] <http://www.moj.go.jp/content/000112981.pdf>))

ミャンマーにおける法曹事情については、上記引用の國井氏の報告書を参照されたい。

(2) ヤンゴン管区東地方裁判所訪問 (弁護士村田真一、弁護士高橋 淳)

ア 日時等

2月9日午前10時から約1時間半、ヤンゴン管区東地方裁判所 ([Eastern Yangon District Court]¹⁸、以下「ヤンゴン東地裁」という。)を訪問した。ヤンゴン東地裁の庁舎は、2015年7月に建て替えられたものであり、ミャンマー裁判所の中でも最新の設備が整った美しい庁舎であった。

18 「District Court」の訳し方として、日本の行政区画に合わせてヤンゴン日本の「県」と位置づけ、「ヤンゴン県裁判所」とすることも可能であるが、ミャンマーにおける裁判所の審級は、「Township Court」→「District Court」→「High Court」→「Supreme Court」と上がっていくため、日本の簡裁→地裁→高裁→最高裁と対応させて位置づける方がイメージしやすい面もある。それゆえ、現地のJICA専門家のアドバイスも踏まえ、あえて「地方裁判所」と訳した。なお、ヤンゴンは、「Region」という行政区画に属し、この訳としては、「管区」が一般的であることに鑑み、念のため「管区」と「地方」を併記した。「Eastern」については、文字の並びどおり、「東ヤンゴン管区地方裁判所」と訳すことも可能であろうが、「東ヤンゴン管区」という行政区画が存在するわけではなく、ヤンゴン内の東に位置する地裁であるという意味の「Eastern」であるから、誤解のないように、本文のとおり訳した。



(ヤンゴン東地裁・庁舎正面)

イ 概要

(ア) 意見交換

a ヤンゴン東地裁側対応者

Naun Sander San管区高裁長官（判事）、U Htein Minヤンゴン東地裁所長（判事）ら5名の幹部裁判官にご対応頂いた¹⁹。意見交換は、オープニング・セレモニーから始まり、長官のウエルカム・スピーチの後、地裁所長からヤンゴン東地裁の実情を含め、ミャンマーの司法制度について概括的なプレゼンテーションをして頂いた。その後、訪問団からの質問に対して丁寧にご解説を頂くことができた。



(意見交換会・宮川美津子団長の挨拶風景)

19 今回の訪問は、ご多用のところ、裁判所職員の方々も含めると15名以上の方に御世話頂いた。感謝申し上げます。

b 司法制度の概要

プレゼンテーションでは、ミャンマーの司法制度は、連邦最高裁（最高裁）を頂点として、次順位の裁判所として、管区高等裁判所及び州高等裁判所が並立している。その下には、自治管理管区裁判所、自治管理区裁判所及び地方裁判所（県裁判所）があり、自治管理区裁判所の下に訴額の小さい裁判を管轄するものとして簡易裁判所（郡裁判所あるいは町裁判所）があることなど、裁判所の構成の概要がまず説明された。

ヤンゴン東地裁管轄内の人口は約2000万人、年間で刑事事件は約180件、民事事件は約1600件であるが、知的財産に関する事件は少なく、商標と著作権に関する事件が5件ほどある程度とのことであった。

なお、質疑応答において、ウイスキーで有名な「ジョニーウォーカー」商標が咳止め薬に使用され、商標権者が差止を求めたケースが紹介されたが、同事件においては、商品が異なるという理由で棄却されたとのことであった。

また、「Apple」商標をコーヒー、ケーキについて使用した件に関し、差止請求事件が係属中とのことであった。

c 民事裁判手続

(a) 訴訟は、その事件を管轄する最下級の裁判所に対して原告が訴訟を提出することにより開始し、被告が答弁書を提出し、第1回の審理が行われる。特徴的なことは、第1回の審理において裁判所が争点を決定するという点である。第1回の審理において、当事者は保有する証拠を全て提出し、また、証人尋問も実施されるとのことであり、第1回期日までの準備が勝敗の帰趨を分けることになると推測される。

(b) ミャンマーの民事裁判手続について留意すべき点は、民事においても証拠法則が厳格であり、公務所作成の書証などに証拠が限定されることである。日本においては、民事訴訟では書証が信用性の点などから却下されることはなく、最終的には裁判官の自由心証で事実認定がなされるのであるが、ミャンマーでは、証拠自体が限定されてしまうので、要証事項についての立証の可否について特段の注意の払う必要がある。また、証拠法則が厳格に適用されるため、訴訟中に証拠の採否等の決定について上級庁へ不服申立てがなされることがあり、そのような場合には地裁の審理が数ヶ月ストップしてしまうとのことである。

(c) 審理期間としては、通常は1年程度であって、訴訟中の証拠決定等に対する不服申立ての有無で、1年を超える事件がある程度の模様である。連邦最高裁まで上訴される事件であっても3年程度で決着がつくようである。

(d) ミャンマーでは、裁判体の構成は、原則単独審であり、合議体での審理はないようである。これは高裁レベルでも同様で、高裁も単独審とのことである。

d 法改正の動き

ミャンマーは、現在、発展した民主国家にふさわしい透明性の高い司法制度を目指して、改善中とのことであり、また、国際的調和の観点から法改正を進めているとのことであった。知的財産法については、現在、国会にて審議中であり、WIPOの基準に合わせるとのことであった。日本弁護士連合会及び知財ネットとしては、今後の動向を見守るとともに、必要な協力を継続していくべきとの思いを強くした。

e 情報公開

また、ウエルカム・スピーチ及びプレゼンテーション全体から、民主国家として情報発信を積極的に行うとの強い姿勢が見えた。インフォメーション事務所の設置、メディアと

の協力体制の整備及び記者会見の手続も整備するとのことであった。

判決文については、年2回、最高裁判例集が発行されているとのことであるが（日本では、毎月発行）、この点につき、小松弁護士より、予測可能性を高めるために下級審の判決も公表して欲しいとの要望がなされた。

(イ) 法廷見学（裁判傍聴）

法廷における審理は厳粛な雰囲気の中で実施されていた。民事（不動産売買に関する紛争）、刑事（薬物事犯）及び家事（離婚事件）それぞれの審理を傍聴させていただいた。証言台は、日本のように、法廷中央に裁判官席を向いて設置されているのではなく、傍聴席から向かって左側（裁判官からは右側の書記官席と当事者席との間）に、横向きで設置されていた。男性の代理人弁護士²⁰が同じような帽子を被っていたことが印象的であった。



（実際の法廷での審理風景〔民事訴訟・向かって左側の証言台にいる証人を当事者代理人弁護士が尋問している。〕）

20 ミャンマーの法曹養成制度は、日本のように国家試験である司法試験を合格した者に一定期間司法修習させたのち、本人の希望で、裁判官任官、検事任官、弁護士の道を選択させるというものではなく、裁判官は裁判官任用試験、検事は検事任用試験が、それぞれ別個に設けられている。弁護士については、最高裁での立会ができる「法廷弁護士」とそれができない「上級弁護士」とがあるようであり、いずれも連邦最高裁が所管する弁護士登録簿に掲載されることが必要であるが、国家試験はない。通常、法学部を卒業した者が弁護士事務所へ書生的な立場で就職し、弁護士に付いて法廷へ出廷するなどして裁判官から推薦状を得るなどして一定の実務経験と知識を証明した者が弁護士登録できるようである。上級弁護士資格取得後、さらに一定の実務経験を積み、裁判官から推薦状を得て証明できれば、法廷弁護士になることができる（前出の國井氏「ミャンマー現地調査報告」参照）。その意味で、ミャンマーにおいては、養成システムのうえにおいては、法曹三者が共通の基盤が存在しない。



(実際の法廷での審理風景〔刑事訴訟・向かって左側の証言台で薬物押収時の模様を警察官が証言している。向かって右側が被告人席である。〕)

(ウ) マスメディアによる取材

今回の訪問についてのミャンマー側の関心は非常に高く、訪問団が乗ったバスの到着の時から多くのテレビカメラのクルーや新聞記者達が待ち受けて頂いていた。意見交換会の模様や法廷見学の様子もつぶさに撮影されていた。

法廷見学の合間や、訪問を終えて、裁判所庁舎を出た後も、訪問団団長の宮川弁護士が囲み取材を受けた。前述の最高裁長官からのコメントにもあるように翌朝のテレビニュースで全国放送されたようであり、また翌日以降の新聞各紙に写真入りで大きく取り上げられ、紙面を賑わせた。宮川団長の微笑みがミャンマー中に知れ渡ったと思うと感無量である。

さて、このように、当訪問団の活動がマスメディアの取材を受けたということは、ミャンマー政府が司法に関しても情報公開を徹底するとの強い意思の現れであるとともに、日本に対する強い期待が込められたものと理解できる。

日本弁護士連合会及び知財ネットとしても、今後も継続的に協力していくとの決意を新たにするものであった。



(意見交換会の取材の様様)



(宮川団長の囲み取材の様様)



（庁舎正面玄関前での集合写真・中央宮川美津子団長の左が管区高裁長官、右が地裁所長である。）

（3）法務長官府訪問（弁護士矢部耕三）

ア 概要

最高裁に引き続き、國井氏らによるご調整により、2月10日午前11時に当訪問団代表らは法務長官府²¹を訪問した。但し、小松理事長と小野寺弁護士は同日、並行して開催されている科学技術省とのワークショップでの日本側発表者であったため、同会場（ロイヤルパークホテル）に戻らざるを得なかった。ネピドーの各官庁の庁舎は、相互に相当距離が離れており移動に時間を要するため、やむを得ないところであった。

なお、ネピドーが広大な原野・砂漠を開拓して建設されたのは、当時において仮想敵国からの侵略や攻撃があっても首都機能が麻痺しないようにするためであると言われており、海に近いヤンゴンよりは内陸部のネピドーが良く、また日本の霞ヶ関のビル群とは異なり、比較的low層の庁舎が広域に点在するような都市設計も、攻撃リスクを分散するためであったと言われている。

21 ミャンマーにおける法務官は、日本の検察官に比肩しうる官職であるところ、その長である「Attorney General」のこと司法長官と訳されることもあろうが、司法長官は司法府の長であると誤解される可能性もあるため、行政官であるとの位置づけ明確したいという思いから「法務長官」との訳語を用いるとする法務省の訳し方に倣ったものである（本文引用の國井教官の報告書7頁注記参照）。なお、法務長官は内閣の一員を構成するので閣僚ということになる。日本の法務大臣と同様のポジションといえよう。



(法務長官府正面)

イ 事務総長コメントの要旨等

(ア) 法務長官府では、国会対応でお忙しいと推察されるなかU Kyaw San (チョー・サン) 事務総長 (Director General) とともに、U Aung Naing (ウン・ナイ) 事務次長 (Deputy Director General法制審査部門担当) や検察部長ほか商標問題担当、翻訳部門担当の方々に、約1時間にわたってご対応頂くことができた。

事務総長には来日経験があり、法務省・検察庁、特許庁のほか、日弁連も訪問されたことがあるとのことであった。また、事務次長の中には新潟大学法学部に留学経験を有する方もおられた。

事務総長は、来日時、日弁連で弁護士登録制度や懲戒制度について意見交換をしたとのことであり、民間での専門資格者の質と能力向上は、裁判や法執行における公平性の確保にも影響するので、重視しているとのことであった。

現在ミャンマーでは、民事法一般、借地借家法などと共に知的財産四法が国会で審議中であるが、過去に若干の経験がある商標関係の事件を除けば、特許法・意匠法の登録制度など不慣れなことが多く、法案も技術系の専門家の筆になるので、もっと法律家の視点での検討も必要だとの見解が示された。外国からの投資向上にも資すると期待されるだけに、知的財産法全般についての教育と人材養成が喫緊の課題であることも指摘された。

さらに、最高裁とのワークショップにおいても、司法での事件の取り扱い方や代替的紛争処理手続 (ADR) のようなものも含めて、最も頻度高く問題となると思われる商標侵害事件を想定して、日本・ミャンマー間での知識と経験の交流を行いたいとの希望も述べられた。

登録によって成立した知的財産権侵害事件の処理については、刑事事件での訴追が中心となると思われるところから、日本での経験をミャンマーでの参考としたいとのことでもあった。



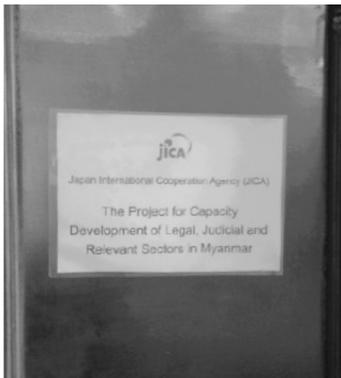
（法務長官府での意見交換会風景〔左が法務長官府高官、右が訪問団〕）

(イ) 宮川団長からは、訪問を歓迎して頂いたことへの御礼を述べるとともに、JICAによる長期の協力に加えて、民間ベースでも支援を継続していきたいとの挨拶がなされた。

その後、三村弁護士、熊谷教授及びアテンドして頂いた前記JICA専門家の國井氏も交えて、知的財産権行使の場面における法制整備の重要性や登録に関する技術的な視点との協働作業の有益性について意見交換がなされた。技術的な知財法制であってもリーガルマインドをもって運営されるべきものであることの指摘もなされた。さらに、ミャンマーの現状からみて増加すると思われる刑事事件の円滑処理のためには、証拠法の研究と整備によって専門的・技術的な知見が司法手続にも生かせるようにすることや、捜査や証拠保全の科学化・近代化が課題であることも話題となった。

ウ JICAオフィス

法務長官府庁舎1階には、JICAの現地オフィスが設けられているので、予定の表敬訪問開始時間まで、JICAオフィスにも訪問させて頂き、法務省や特許庁からJICAに出向されている方々から現地でのご苦労も伺った。



（JICA事務所入口の表示）



（室内の応接・打ち合わせスペース）

エ 法務長官府図書館

JICAオフィスに隣接する法務長官府の図書館も見学させて頂いた。その際、外国法を紹介する文献が少ないため、日本や各国の情報についての収集・提供に苦労していること（日本法についての英語文献は貴重とのこと）や、視聴覚教材を作成して現地法律家や警察官の指導・研修に努めているが、法曹全体での法律運用能力向上のためには一層の研修が必要と

思われることなどを伺った。大学法学部²²においても民事訴訟法を履修している学生は30%、刑事訴訟法に至っては10%程度であり、その理由はこれらの科目を教える教員の不足だとのことであった。

ネピドーでは、外国人は民間や公立アパートへの入居を許されていない。そのため、外国人は、彼らが居住できるホテルに住まわざるをえない状態であるため、自宅での料理ということもままならないとのことであった。ほぼ毎日現地にただ一軒ある日本食堂に通っているなどというお話も伺い、日本とミャンマーの関係強化のために努力を重ねられている皆さんのご苦勞に改めて頭の下がる思いであった。

(4) 科学技術省〔副大臣〕表敬訪問（弁護士矢部耕三）

ア 概要

法務長官府訪問の後、2月10日午後1時より当訪問団代表は、引き続き現在進行中の知財法制整備の所轄官庁である科学技術省²³を訪れた。

科学技術省では、Dr. Aung Kyaw Myat（アウン・チョー・ミヤツ）副大臣、Dr. Moe Moe Thwe（モー・モー・トゥエ）知的財産部長（Director）、Pwint Phyoo Win（ウイン・ピョウ・ウイン）知的財産部次長に約1時間にわたってご対応頂いた。

なお、この訪問の実現についてはJICAを通じての法制度整備支援のため同省で知的財産アドバイザーとして出向されていて、今回の訪問の実現にもご助力を頂いた上田真誠氏（日本・特許庁）に大変お世話になった。

イ 副大臣コメントの要旨等

副大臣からは、日本・ミャンマーの協力関係の進展への期待を述べられ、我々の訪問前日の2月9日には、駐ミャンマー日本大使臨席の下で、丸紅スカラシップ創設式典にもヤンゴンにて出席されてきたところであるとのことだった。また、生憎のところ当訪問団の訪問時期と国会開会時期が重なってしまったため、本来ならば大臣が面会すべきところを副大臣での対応となったことについて恐縮されていた。

国会で審議中の知的財産四法については、順調に侵害が進めば本年6月までには制定されるとの見通しが示された。日本の特許庁やジェトロと共にWIPOからも多大な協力を得ており、新・知的財産庁の設置と運営について鋭意準備を進めているが、一番の課題は人材育成であり、今後もこの点の協力の希望が示された。訴訟制度構築にあたっては、新・知的財産庁の制度の在り方との関係で種々協力を求めたいとのことであった。

22 軍事政権下では、1988年に反政府活動の拠点になることなどを危惧し、ヤンゴン大学の法学部などは閉鎖されていたとのことであり、2013年12月によりやく学部教育が再開されたとのことである（弁護士大久保晋吾「原点に還る」（「自由と正義」2016年3月号・日弁連）。適正な教育を受けられなかった世代が、今、社会の中堅を担う年齢になっているので、その意味からもわが国は、人材育成についての支援も、法整備支援と表裏一体のものとして行っていくべきであろう。

23 報道によれば、現在、大統領府を含め31ある省庁を、新政権発足後の省庁再編で21にするとのことである。



(科学技術省での意見交換会風景〔左側席中央が副大臣〕)



(意見交換会後の記念撮影〔左から5人目が副大臣、その左隣が次長、その左隣が部長〕。左端は國井氏、右端は野瀬氏)

宮川団長からは、同日開催の科学技術省とのワークショップ開催支援への感謝が述べられるとともに、司法制度との関連も含んだ知的財産制度全体を構築することにオールジャパンでの協力をしたいとの挨拶がなされた。

また、伊原弁護士からは、今回のミャンマー訪問団を編制するに至った動機として、2014年2月に日弁連で開催されたミャンマーセミナーでモー・モー・トゥエ知的財産部長のご講演をお聞きしたことや、さらに2015年5月に奈良において特許庁主催で開催されたASEAN10か国知的財産庁長官パネルディスカッションでもパネリストとしてご一緒し、同女史のミャンマー知財制度構築への熱意や知財人材育成への情熱を感じたところからであると説明された。三村弁護士、熊谷教授、JICA・國井氏らからも特許庁とJICAによるミャンマープロジェクトへの協力実行により、裁判制度や審査制度整備のための人材養成に力を入れており、ミャンマーでのセミナーとともに日本での研修を行うことが紹介された。

副大臣からは、知的財産制度は広い分野に及ぶため科学技術省だけでは力が足りないもので、最高裁判所とも協力を進めており、今後は知的財産法に知見のある裁判官を養成するような研修を日本で行うことを希望したいとのことであった。

なお、科学技術省をはじめ多くの省庁では、昨年の総選挙結果を受けて大幅な大臣の交代や省庁再編が予定されているが、知的財産制度整備は変化なく続けるつもりであるので、今

後とも「基礎編」に続く日本からの支援をお願いしたいとの言葉があった。

最後に、モー・モー・トゥエ知的財産部長から、日本によるミャンマー新知的財産制度創設と実施のための広範な支援に感謝の意が述べられた。その上で、①新・知的財産庁の運営・職員養成、②権利付与制度の内容の充実、③知的財産に専門的知見を擁する弁護士・弁理士の養成、④知的財産を専門とする裁判所や法執行機関の設置、⑤研究開発やライセンス契約をはじめとした取引レベルでの知的財産の形成やその利用・活用についての制度整備と人材養成など、今後、順次ミャンマーが必要としていくと思われる領域での継続した日本からの協力に期待している旨のご挨拶があった。



(科学技術省庁舎前にて、懇談を終えてのひと時〔右から矢部、三村、熊谷、宮川、伊原〕)

ウ サプライズ

会議中前半、突然会議室中央のシャンデリアの照明が暫くの間消えてしまい、薄暗い中での怪しげな雰囲気での会談でもあったが、新しい国造りとはこういう状況の中から行われるものでもあろう。

何かが足りないと感じるからこそ生まれる新たなエネルギーというものは大事である。その意味では、かつての日本の明治維新や戦後復興の時期もこうではなかったかと思わせる。そのような意味でも、ミャンマーの現状を体感できた科学技術省訪問でもあった。